

# 患者さんの個人情報に関するお知らせ

東北大学病院長

日頃より、患者さんには東北大学病院の医療・教育・研究業務についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、患者さんの受診に伴い、カルテ等には症状、検査結果、診断、治療計画、処置内容、処方等の記録が行われます。これらの諸記録には、患者さんの個人的情報が多く含まれているため、本院では個人情報に関する法令に基づいた院内規程等を整備し、患者さんの個人情報を適切に取り扱い、確実に保護されるよう努めております。

一方、本院は大学の附属病院という立場から、学生、研修医、実習生等の臨床教育にも力を入れています。また、臨床研究中核病院として臨床研究を推進し、医薬品や医療機器、医療技術の新規開発に取り組んでおります。

つきましては、本院における患者さんの貴重な個人情報を含む諸記録を、医療機関として、また、教育・研究機関として所定の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 個人情報の利用目的について

患者さんの個人情報は別表に掲げる目的に利用されます。詳しくは別表を参照してください。

2. 上記利用目的以外に患者さんの個人情報を利用する場合は、書面により同意をいただくことといたします。

3. 万一、上記目的に同意いただけない場合にはお申し出ください。内容により適切な医療サービスの提供に支障が出る場合があることをご了承ください。

## 4. 患者さんの権利について

### (ア) 個人情報の開示請求権について

- ① 患者さんは所定の手続きのうえ、自己の個人情報の開示を請求することができます。なお、この開示請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
- ② 患者さんが個人情報の開示を請求する場合は、東北大学が定めた手数料及びコピー費の実費を納めていただきます。
- ③ 開示請求に関する詳細については、医事課外来係（022-717-7101）にお問い合わせ下さい。

### (イ) 個人情報の訂正請求権について

- ① 患者さんは自己の個人情報の開示を受けた日から90日以内に、所定の手続きのうえ、個人情報の訂正を請求することができます。なお、この訂正請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
- ② 訂正請求に関する詳細については、下記係にお問い合わせ下さい。

(ウ) 個人情報の利用停止等請求権について

- ① 患者さんは自己の個人情報に、次のいずれかの理由があるときは、所定の手続きのうえ、個人情報の利用の停止又は消去及び提供の停止を請求することができます。なお、この利用停止等の請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
  - (1) 個人情報本院の利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱っていること、及び偽りその他不正の手段により個人情報が取得されたものであるという理由の場合は、個人情報の利用の停止又は消去を請求することができます。
  - (2) 個人情報が法令の定める範囲を超えて、あらかじめ患者さんの同意を得ないで第三者に提供されているという理由の場合は、個人情報の提供の停止を請求することができます。
- ② 利用停止請求に関する詳細については、下記係にお問い合わせ下さい。

(エ) 異議申立てについて

- ① 患者さんは開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある場合は、本院（国立大学法人東北大学）に対して、異議申立てをすることができます。
- ② 異議申立てに関する詳細については、下記係にお問い合わせ下さい。

5. 個人情報に関するお問合せ・疑問・ご意見・苦情受け等

本院の患者さんの個人情報の取扱い等に関しまして、疑問・ご意見・苦情等がありましたら、相談窓口（医事課課長補佐（022-717-7076）、医事課医事総括係（022-717-7080）までお寄せ下さい。本院では、これら寄せられた苦情等について、適切かつ迅速な処理に努めてまいります。

別表
----

## 患者さんの個人情報に関するお知らせ（別表）

◎患者さんの個人情報は、各種法令に基づいた院内規定を守った上で、下記の目的に利用されます。

### （1）本院での利用

- ◇ 患者さんがお受けになる医療サービス
- ◇ 医療保険事務
- ◇ 患者さんに関係する管理運営業務  
(入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故の報告、医療サービスの向上)
- ◇ 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

### （2）本院および東北大学での利用

- ◇ 医学系教育 ⇒ 医療従事者の育成
- ◇ 人を対象とする医学系研究
- ◇ 外部監査機関への情報提供

この利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力します。

### （3）他の事業者等への情報提供

- ◇ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
- ◇ 患者さんの診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ◇ 患者さんの家族への病状説明
- ◇ 医療保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出）
- ◇ 審査支払期間又は保険者への照会
- ◇ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◇ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- ◇ 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- ◇ 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ◇ 他医療機関が行う医学研究等への試料・情報提供（原則匿名化します。関連する法令及び倫理指針に従います。）
- ◇

上記利用目的の中で疑問がある場合は、お申し出ください。

## 別添2

## 医療関係資格に係る守秘義務の概要

守秘義務に係る法令の規定例（刑法）

第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

資格名	根拠法
医師	刑法第134条第1項
歯科医師	刑法第134条第1項
薬剤師	刑法第134条第1項
保健師	保健師助産師看護師法第42条の2
助産師	刑法第134条第1項
看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第19条
衛生検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第19条
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の5
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
はり師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
きゆう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

\*厚生労働省 website から引用。